

## 罹災（りさい）証明書

### 罹災（りさい）証明書 申請はお済みですか



町生涯学習センター内特設ブースで受け付けます

院など、やむを得ない事情がある場合は、終了後も申請を受け付けます。

詳しくは、町総務課までお問い合わせください。

#### ● 罹災証明書申請受付窓口

#### ▼ 申請受付日時

町庁舎開庁日  
午前8時30分～午後5時

#### ▼ 受付場所

町生涯学習センター・ギャラ  
リーモール内特設ブース（町役場併設）

#### ▼ 申請に必要なもの

- ・本人（世帯主、世帯員もしくは所有者）確認できる運転免許証など
- ・印かん
- ・被災状況の分かる写真
- ・委任状（本人以外が申請する場合）
- ・調査済証（受領している方のみ）

#### ▼ お問い合わせ先

町総務課

☎096・234・1140

（内線221）

町で行っている罹災（りさい）証明の申請受け付けは、3月31日（金）で原則終了します。

罹災証明書は、熊本地震などの災害により居住する家屋などに被害（全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊）を受けたことを町が証明するものです。保険金の請求や各種生活再建支援制度を利用する際に必要となるものです。

申請が済んでいない方は、早めに手続きをしていただきますようお願いいたします。

#### ● 町外へ避難、長期入院されている方はご相談ください

なお、町外への避難や長期の入

## 国民年金

### ■ 年金を受け取れなかった人も 受給できる可能性があります

国民年金を受け取るために必要な期間（保険料納付済等期間）が、25年から10年に短縮されます。

これにより、これまで年金を受け取ることができなかった方も年金が受給できる可能性があります。

#### ● 受給対象者には「年金請求書」が送付されます

すでに65歳以上の方で、保険料納付済等期間が10年以上の方が対象です。対象者には、平成29年2月末から7月までに日本年金機構から「年金請求書」が順次送付されます。

請求書が届いたら必要事項をご記入の上、必要書類を添えて熊本

### 年金の受給資格期間が 10年に短縮されます



効能制度や任意加入で年金額を増やせます

東年金事務所へお持ちください。請求の手続きが完了した対象者には、平成29年9月分の年金が10月に指定の口座へ振り込まれます（以降、2か月分の年金が偶数月に支払われます）。

#### ● 受け取り額は納めた期間で決定

年金保険料を納めた期間に応じて支給額が決まります。納めた期間が長ければ、それだけ年金額が多くなります。後納制度や任意加入により年金額を増やせる場合もありますので、熊本東年金事務所へご相談ください。

#### ● 不審な電話にはご注意ください！

年金請求書を送付する前に、日本年金機構から電話をすることは一切ありません。また、電話で手数料などの金銭の支払いを求められることや、金融機関の口座を聞くことはありませんので、不審な電話にはご注意ください。

#### ▼ お問い合わせ先

熊本東年金事務所

☎096・367・2503

町住民生活課

☎096・234・1113

（内線104）

町総務課 ☎096-234-1140（内線221）

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線104）

損壊家屋の解体申請

損壊家屋の解体申請は  
3月31日（火）まで



公費解体・自主解体の申請は期限内に

■申請期限は3月31日（火）

町で行っている熊本地震などによる損壊家屋などの公費解体および自主解体の申込期限は、3月31日（金）です。

公費解体（町に解体撤去を依頼）および自主解体（個人で解体業者など依頼して解体撤去を行い、町に費用の払い戻しを請求する）をした人で申請が済んでいない人は、早めに町環境衛生課へ申請をお願いいたします。

▼対象となる建物

罹災（りさい）証明書で半壊以上と判定された建物など

▼申請に必要なもの

・ 申込書、建物配置図

- ・ 本人確認資料（運転免許証や保険証、パスポートなどの写し）
- ・ 罹災証明書の写し（建物ごとで半壊以上と判定されたもの）
- ・ 建物登記簿（未登記物件は名寄帳）
- ・ 資産証明書（町税務課で取得）
- ・ 自主解体の場合は、次の書類も必要です。
- ・ 解体前、解体中、解体後の写真
- ・ 解体撤去内訳書（詳細な見積書）
- ・ 請求書、領収書
- ・ そのほか解体する建物の床面積を実測している記録写真と実測図など
- ・ ※未相続や抵当権などが存在する建物などは、印鑑証明書などの別途書類が必要です。

申請に必要な書類などの詳細については、町環境衛生課にお問い合わせください。

▼申請期限

3月31日（金）  
※自主解体は、期限までに解体撤去が終了したものが対象です。

▼お申し込み・お問い合わせ先

町環境衛生課  
☎096-234-1169  
(内線251)

町環境衛生課 ☎096-234-1169 (内線 251)

男女共同参画

■「男女共同参画社会」の実現を目指して

●男女どちらかにしかできないこととはあるのでしょうか

男女共同参画イベント後のアンケートにおいて、「男性にしかできないことを男性がやるのが男女共同参画ですか。ひとつのことが男女がともに作り上げるのが男女共同参画ですか」という40代男性の記述がありました。そこで、男性にしかできないことを考えてみました。しかし、断言できるものは思い浮かびませんでした。

次に、女性にしかできないことを考えてみました。「子どもを産むこと」確かにそうですが、産まない選択もあるので、単純に断言

できることではないでしょう。2つの性だけに分けて考えると「生きづらさ」を感じる場合もあるでしょう。

●性別役割分担でなく多様な役割分担で協力しあうことが大切

では、「私にしかできないこと私にやらせること」と考えるとどうでしょう。いくつか思い浮かぶものが出てくるのではないのでしょうか。

このように、男だから、女だから、という固定的な性別役割分担ではなく、個々の意欲や能力を生かした多様な役割分担によって、共に協力しましょう。というところなくイメージできるものがあるでしょうか。

●男女すべてが多様な違いを生かして共生できる社会を目指して

私たちがめざす社会は、男女平等を当然の前提として、男女ひとりひとりが多様な違いを生かして共に輝く「男女共同参画社会」です。

▼お問い合わせ先

町総務課  
☎096-234-1140  
(内線223)

すべての人が輝ける  
男女共同参画社会



男女がお互いに支え合い尊重することが大切

町総務課 ☎096-234-1140 (内線 223)